

報道関係者 各位

平成 25 年 6 月 28 日

【照会先】

大臣官房地方課労働紛争処理業務室

室 長 田中 仁志

室長補佐 吉谷 真治

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7738)

(直通電話) 03(3502)6679

「使用者による障害者虐待の状況等」について

厚生労働省ではこのほど、障害者を雇用する事業主など「使用者」による障害者への虐待の状況や、虐待を行った使用者に対して講じた措置などについて取りまとめましたので、公表します。

これは、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」といいます。）第28条に基づいて、年度ごとに公表するもので、今回は、平成24年10月1日の法律施行から平成25年3月31日までの取りまとめです。

【ポイント】

- 使用者による障害者虐待が認められた事業所は、133事業所。
虐待を行った使用者は136名。直接の虐待者と、被虐待者との関係を見ると、事業主113名、所属の上司19名、その他4名。
- 被虐待者は194名。その障害種別は、身体障害25名、知的障害149名、精神障害23名、発達障害4名。（※1）
- 使用者による障害者虐待が認められた場合に採った措置は、全体で183件。

【内訳】

- ① 労働基準法等労働基準関係法令に基づく指導等159件（86.9%）
（うち最低賃金法関係145件）
- ② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導20件（10.9%）
- ③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導1件（0.5%）
- ④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導3件（1.6%）（※2）

※1 被虐待者の障害種別については、重複しているものがある。

※2 1つの事業所で使用者による障害者虐待が複数認められたものは、複数計上している。

1 使用者による障害者虐待が認められた事業所について

- (1) 労働関係法令に基づき調査等を行い、使用者による障害者虐待が認められた事業所は、全体で133事業所であった。

事案の把握の端緒は、

都道府県からの報告(※1)	21事業所
労働局等への相談(※2)	37事業所
その他労働局等の把握(※3)	75事業所

であった。

※1「都道府県からの報告」とは、法第24条に基づき都道府県から都道府県労働局に報告があったもの。

※2「労働局等への相談」とは、直接、都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所(以下「労働局等」という。)に被虐待者、家族、同僚等から、使用者による障害者虐待に該当するおそれがある旨の情報提供や相談があったもの。

※3「その他労働局等の把握」とは、上記以外の場合で、労働基準監督署による臨検監督や公共職業安定所による事業所訪問等において、使用者による障害者虐待に該当する事例を把握したもの。

- (2) 障害者虐待を行っていた使用者は全体で136名であり、直接虐待を行っていた者の内訳は、事業主113名(83.1%)、所属の上司19名(14.0%)、その他4名(2.9%)であった。
- (3) 使用者による障害者虐待が認められた事業所の規模は、労働者数5人未満が21事業所(15.8%)、5～29人が73事業所(54.9%)、30～99人が26事業所(19.5%)、100～499人が7事業所(5.3%)、500～999人が1事業所(0.8%)、1,000人以上が1事業所(0.8%)、規模不明が4事業所(3.0%)であった。
- (4) 使用者による障害者虐待が認められた事業所の業種は、次のとおりであった。

業種	事業所(割合)
農業、林業	9 (6.8%)
漁業	0 (0.0%)
鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0.0%)
建設業	5 (3.8%)
製造業	58 (43.6%)
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (0.0%)
情報通信業	2 (1.5%)
運輸業、郵便業	5 (3.8%)
卸売業、小売業	12 (9.0%)
金融業、保険業	0 (0.0%)
不動産業、物品賃貸業	1 (0.8%)

学術研究、専門・技術サービス	0 (0.0%)
宿泊業、飲食サービス業	10 (7.5%)
生活関連サービス業、娯楽業	5 (3.8%)
教育、学習支援業	2 (1.5%)
医療、福祉	13 (9.8%)
複合サービス業	1 (0.8%)
サービス業(他に分類されないもの)	10 (7.5%)
公務	0 (0.0%)
合計	133 事業所 (100%)

2 被虐待者について

- (1) 使用者から何らかの虐待を受けていた障害者（被虐待者）は194名であり、その障害種別は、身体障害25名、知的障害149名、精神障害23名、発達障害4名であった。

※ 被虐待者の障害種別については、重複しているものがある。

- (2) 被虐待者の障害種別の雇用形態は、次のとおりであった。

	正社員	パート等	派遣労働者	期間契約社員	その他・不明
身体障害	11	12	0	1	1
知的障害	50	79	0	3	17
精神障害	2	14	0	2	5
発達障害	4	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

※ 被虐待者の障害種別については、重複しているものがある。

(単位：名)

- (3) 被虐待者が受けていた虐待の種別及び人数は次のとおりであった。

① 身体的虐待を受けた者 16名

「身体的虐待」とは、障害者の身体に外傷が生じたり、生じる恐れのある暴行を加えること、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

(身体障害3名、知的障害11名、精神障害2名、発達障害1名)

② 性的虐待を受けた者 1名

「性的虐待」とは、障害者に対してわいせつな行為をすること、または障害者にわいせつな行為をさせること。

(知的障害1名)

③ 心理的虐待を受けた者 20名

「心理的虐待」とは、障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他、障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(身体障害3名、知的障害13名、精神障害5名)

④ 放置等による虐待を受けた者 15名

「放置等による虐待」とは、障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置のほか、他の労働者による上記①から③の虐待行為の放置等、これに準じる行為を行うこと。

(身体障害1名、知的障害11名、精神障害2名、発達障害1名)

⑤ 経済的虐待を受けた者 164名

「経済的虐待」とは、障害者の財産を不当に処分することその他、障害者から不当に財産上の利益を得ること。

具体的には、障害者であることを理由に賃金等を支払わない、賃金額が最低賃金に満たない(都道府県労働局長から最低賃金減額特例許可を受けている場合については、減額後の最低賃金に満たない。)、強制的に通帳を管理する、本人の了解を得ずに現金を引き出す等。

(身体障害19名、知的障害133名、精神障害15名、発達障害3名)

※ 被虐待者の障害種別については、重複しているものがある。

3 使用者による障害者虐待と認められた事案への対応状況等について

使用者による障害者虐待が認められた場合に労働局等が所管する法令に基づいて採った措置は、183件であり、その内訳は次のとおりであった。

① 労働基準法等労働基準関係法令に基づく指導等 159件

(うち最低賃金法関係 145件)

〈経済的虐待又は放置等に対応〉

具体例	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者である労働者に、最低賃金額以上の額の賃金を支払っていなかったため、事業主に対して、是正指導を行った。・ 都道府県労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けている障害者である労働者に、許可の有効期間が切れているにもかかわらず、最低賃金額を下回る賃金を支払っていたため、事業主に対して、是正指導を行った。
-----	---

② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導 20件

〈身体的虐待、心理的虐待又は放置等に対応〉

具体例	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者である労働者に対し、職場内で暴言を吐く(上司から過度の叱責。)、暴力を振るう(上司から手で叩く、足で蹴る。)等の問題があり、事業主に対して、雇用管理についての助言を行った。
-----	---

③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導 1件

〈性的虐待に対応〉

具体例	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者である労働者に対し、セクシュアルハラスメントの問題があり、事業主に対して、紛争解決のための助言を行った。
-----	---

④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導 3件

〈心理的虐待に対応〉

具体例	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者である労働者が、療養から職場復帰したところ、上司からしつこく退職勧奨された。当該労働者の求めに応じ、事業主に対し、労働者と話し合うことを勧める等の助言を行った。
-----	---

【参考】 都道府県からの報告のあった事案への対応等について

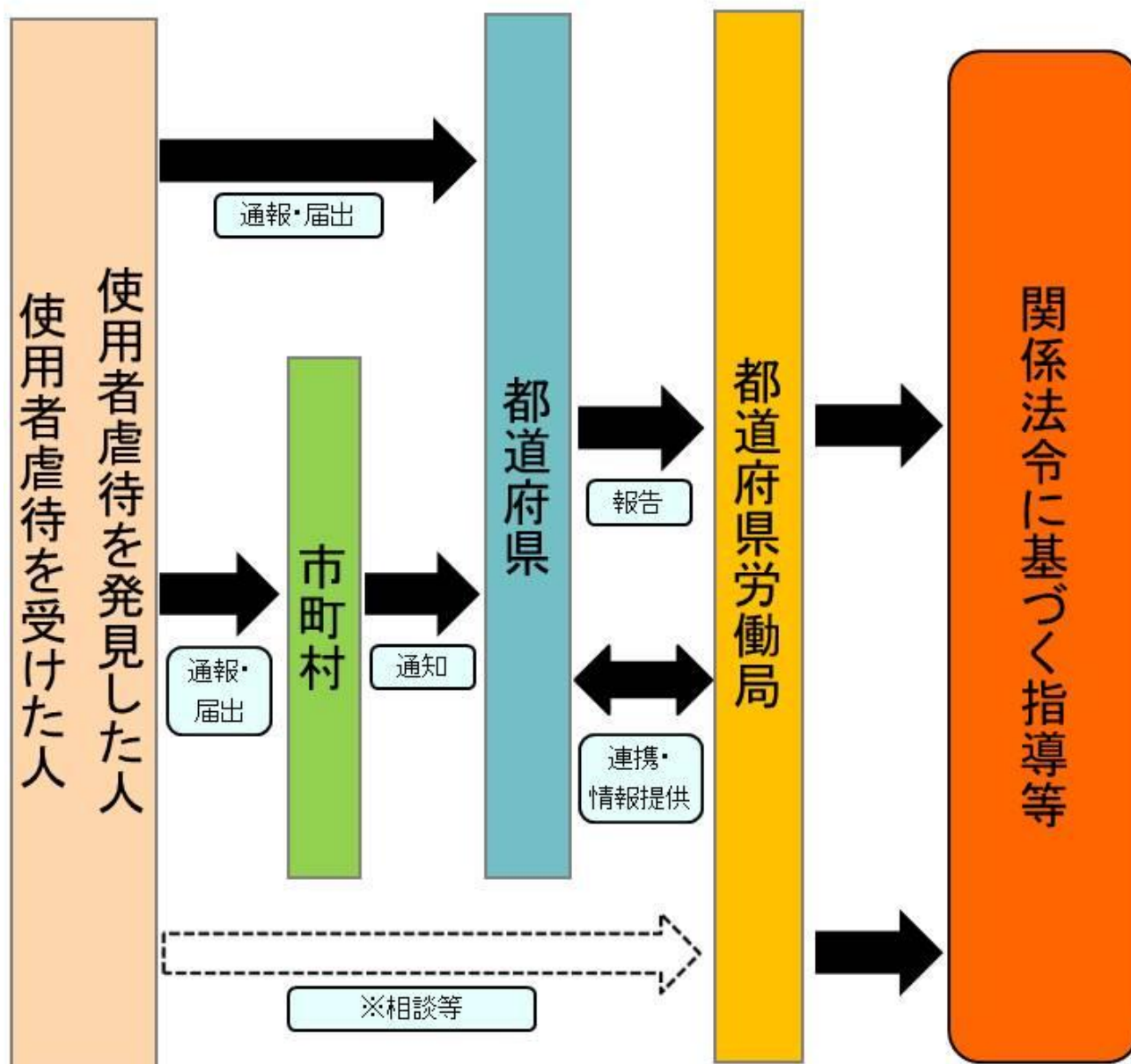
都道府県からの報告のあった事案

61事業所

(内訳)

- 使用者による障害者虐待と認められた事案 : 21事業所
【講じた措置等】
 - ① 労働基準法等労働基準関係法令に基づく指導等 6事業所
 - ② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導 11事業所
 - ③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導 1事業所
 - ④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導 1事業所
 - ⑤ その他（警察により対応した事案等） 3事業所
- ※ 1つの事業所に対し、複数の措置を講じた場合には、複数計上している。
- 使用者による障害者虐待と認められなかったものの、
労働関係法令に基づき指導等した事案 : 7事業所
【講じた措置】
 - ① 障害者雇用促進法に基づく助言・指導 4事業所
 - ② 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導 1事業所
 - ③ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導、あっせん 2事業所
- 使用者による障害者虐待と認められず、かつ、労働関係法令
に照らして問題がなかったことから指導等は行わなかった事案 : 18事業所
- 平成25年3月末現在で調査中の事案 : 15事業所

使用者による障害者虐待が行われた場合等の対応



※都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所を含む。)に直接、使用者による障害者虐待を受けた人等から相談等があった場合、都道府県に情報提供(通報)する一方、都道府県からの報告があった場合と同様、労働基準法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など、所管する法令に基づき、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所の職員が事業所に出向くなどして、調査し、必要な指導等を行う。

○今後とも、都道府県や市町村と連携しながら、使用者による障害者虐待を把握した場合には、事業主に対する指導を行っていく。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

（平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行）

目的
 障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義
 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>【市町村の責務】相談等、居室確保、連携確保</p> <p>【スキーム】</p> <p>虐待発見 → 市町村 → 通報 → ①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）</p>	<p>【設置等の責務】当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>【スキーム】</p> <p>虐待発見 → 市町村 → 通報 → 報告 → 都道府県 → ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>	<p>【事業主の責務】当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>【スキーム】</p> <p>虐待発見 → 市町村 → 通報 → 通知 → 都道府県 → 報告 → 労働局 → ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>

3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 4 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。